

モニターレポート(7月報告)

【報告内容①】

担当地区の阿賀野市窪川原から、河口から6キロ地点まで往復しました。車で走っていると分かりませんが、車を停めて少し歩いてみると、護岸部分でゴミの散乱が数箇所。流れ着いたゴミではなく、明らかに食べた後に捨てられた物。車を横付けできる場所ではこういう問題が起きやすいと感じました。

〈事務所からのコメント〉

阿賀野川(河川)にゴミを捨てる行為は犯罪になりますし、罰則規定もありますが、捨てた人を特定できない限りは、ほとんどが当事務所でゴミ処理を行うことになっております。

ゴミをなくすためのボランティア活動も行われていますが、ゴミの量が多すぎて追いついていません。ゴミが捨てられることにより、処理費が余計に使われることとなります。人のモラルの問題だと思います。

市民の皆様と私達河川管理者が協力することで、河川環境が良いものになれば、ゴミを捨てる人を減らすことが出来るのではないかと考えていますが、難しい問題です。

【報告内容②】

堤防路肩面の除草を、当局から関係自治体に、一緒に実施することの指導要望が望ましいと思います。

〈事務所からのコメント〉

左岸側の堤防上の兼用道路は新潟市が管理しています。堤防路肩から1mの除草については、協定で新潟市が行います。新潟市と堤防除草の時期を合わせて除草ができる様に努力しているところですが、路肩の除草は道路上からの作業のため、片側交互規制など行いながら作業をしていることと、除草機械の違いのため、堤防法面の除草と路肩の除草の速度の違いがあり、路肩に草が残っているように見えているのだと思います。

除草機械の違いですが、道路路肩にはデリネーターポールや標識などが建っている為に、それを避けて除草できる機械が導入されています。

以上の様な側面もあることをご理解ください。

※複数のモニター報告を要約してあります。

【報告内容③】

「堤防は道路ではありません」の標識が所々にありました。今までは何気なしに見ていたものが、モニターに参加することで見方が変わりました。

〈事務所からのコメント〉

「堤防は道路ではありません」の標識は、その区間が道路に認定されてなく、道路管理者がいない、堤防の管理のみを目的としていることを示しています。堤防等の保全のため、管理用車両が通行するためのものであることをお知らせするものです。洪水の危険がある場合は、水防団等の車両が優先します。

※複数のモニター報告を要約してあります。